

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

参天製薬は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレートガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレートガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することであり、当社では、経営の意思決定を迅速かつ適切に行うことに重点をおいた運営を行ってまいります。

社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待しています。また、経営監視機能強化の観点からの意見も求めてまいります。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」の設置、マネジメントの強化と業務執行のスピードの向上を図るための執行役員制度の採用などを実施しており、経営の透明性・客観性の向上を目指してまいります。

監査役は、監査役会の活用や内部監査室との連携等により、取締役会および執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[補充原則4-8-2]

当社は、取締役会において各独立社外取締役が有する多様な経験・知識による個々の適切な意見・助言を求めています。また、各独立社外取締役と経営陣や監査役または監査役会との連携の機会を適宜設けており、必ずしも「筆頭独立社外取締役」は必要ないと考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4]

[上場株式の政策保有に関する方針]

当社は、政策保有の株式について、それが中長期的に当社との事業関係の強化につながり、当社の企業価値向上に貢献するものであると判断した場合に保有することとし、社内規程に基づいた一定金額以上の取得は取締役会で決議します。

また、政策保有株式の保有の合理性・必要性については、企業価値向上の効果等を勘案の上、少なくとも年に1回、取締役会で検証し、保有の意義が乏しいと判断される銘柄については、売却します。

なお、有価証券報告書には、政策保有株式の銘柄・保有金額、保有の目的等について記載します。

[政策保有株式に係る議決権行使基準]

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、株式発行会社の企業価値向上につながるか、あるいは当社の企業価値向上につながるかなどの観点を踏まえ、総合的な判断の上で議案に対する賛否を判断し、議決権を行使するものとします。

[原則1-7]

[関連当事者間の取引の枠組み]

当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合は、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会で重要事実、取引形態等を審議のうえで決議します。

なお、会社法、財務諸表等規則で定める「関連当事者との取引」に該当する場合は、有価証券報告書に記載しており、有価証券報告書は取締役会への報告事項としています。

[原則3-1]

(i) 当社は、基本理念、長期的な経営ビジョンを策定し、これらを当社ウェブサイト上に開示しています。

<http://www.santen.co.jp/ja/about/>

また、中期経営計画についても、当社ウェブサイト上に開示しています。

<http://www.santen.co.jp/ja/ir/document/plan.jsp>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本方針と基本的な考え方については、当社ウェブサイト上に開示しています。

<http://www.santen.co.jp/ja/about/governance/>

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きは、有価証券報告書の「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」で開示しています。

<http://www.santen.co.jp/ja/ir/document/securities.jsp>

(iv) 取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続は、有価証券報告書の「取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続」で開示しています。

<http://www.santen.co.jp/ja/ir/document/securities.jsp>

また、執行役員については、取締役会の決議により選任しています。選任にあたっては、上級経営幹部社員として、会社の重要業務における経営課題や業務執行に積極的に取り組み、その置かれている経営環境により生じる、その時々々の経営課題の解決や業務執行に際して、適切な能力および経験を備えていることなどを選任の指針としています。

(v) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名については、その者を候補者とする理由を「定時株主総会招集ご通知」で開示しています。

<http://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>

[補充原則4-1-1]

[経営陣への委任範囲の概要]

当社は、取締役会の意思決定事項として、法令に定めのある事項に加え、当社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得や処分、重要な組織・人事に関する意思決定等を行うことを「取締役会規則」に定めています。

また、執行役員に業務執行に関わる権限を委譲することにより、意思決定の質・スピードの向上を図っています。具体的には、執行役員は、統括する組織の事業計画の策定、担当組織の業務活動の統括、年度予算の策定と実行などの意思決定・執行を行います。

[原則4-8]

[独立社外取締役の有効な活用]

当社は、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することにより、当社では、経営の意思決定を迅速かつ適正に行うことに重点をおいた運営を行ってまいります。社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待しています。また、経営監視機能強化の観点からの意見を求めています。なお、当社は社外取締役を複数人選任することを取締役会の構成に関する考え方としています。

[原則4-9]

[独立社外取締役の独立性判断基準]

当社は、「社外役員の独立性基準」を定め、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しています。

<http://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>

<http://www.santen.co.jp/ja/ir/document/securities.jsp>

[補充原則4-11-1]

[取締役会の構成等に関する考え方]

当社は、業務の執行と一定の距離を置く社外取締役を複数人選任します。その上で、当社の取締役会は、会社法および当社定款に定める人数の範囲内において、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成します。

[補充原則4-11-2]

[取締役・監査役の兼任状況]

当社は、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を事業報告および株主総会参考書類において、開示しています。

<http://www.santen.co.jp/ja/ir/document/meeting.jsp>

[補充原則4-11-3]

[取締役会実効性評価結果の概要]

当社の取締役会は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することを役割・機能としています。また、当社は基本理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでいます。

その一貫として、取締役会の役割・機能を更に向上させることを目的に、すべての取締役・監査役に対する評価アンケートと個別インタビューの結果を元に2016年度の取締役会全体の実効性について評価を行い、2017年3月に開催された取締役会において議論しました。

[評価項目の内容]

- ・経営の意思決定機能
- ・経営の監督機能
- ・取締役会の運営
- ・社外取締役・社外監査役へのサポート体制

その結果、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価しました。特に取締役会において自由闊達で建設的な議論・意見交換ができる雰囲気十分に醸成されていることが確認されました。

強化すべき点としては、当事業がグローバルに拡大する中において、ガバナンス機能の更なる充実に向けた取組みが重要との認識に立ち、

- ・監督機能をより強化するため、取締役会で意思決定した重要な事項に対する継続的なモニタリングをより充実させること
- ・リスクマネジメント視点での議論を更に強化すること

などについて、取り組むこととしました。

また、より迅速な意思決定が行えるよう、社内・社外の取締役・監査役による情報共有・意見交換の機会を増やすなど、継続して取締役会の機能向上を目指してまいります。

[補充原則4-14-2]

[取締役・監査役のトレーニングの方針]

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要な情報や機会の提供を適宜実施します。また、そのために必要な費用は、会社が負担します。

[原則5-1]

[株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針]

当社は、IR担当部署を定め、株主および投資家の視点に立った、会社情報の迅速、正確、公正な開示を徹底し、積極的かつわかりやすい情報開示に取り組めます。

具体的には、アナリスト・機関投資家向けに、第2四半期と期末決算発表後に決算説明会を開催し、第1四半期と第3四半期においては、カンファレンスコールを実施するほか、国内外で開催される証券会社のカンファレンスへの参加、国内外の株主・投資家との面談を行います。また、幅広い投資家を対象とした企業情報の説明を目的とし、個人投資家向け説明会やスモールミーティング等を実施します。

なお、株主・投資家・アナリストから寄せられた意見については、経営戦略のレビュー等に積極的に活用し、対話に際しては、インサイダー情報の管理を実施します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	30,907,600	7.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	30,279,339	7.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,840,200	5.13
日本生命保険相互会社	10,661,710	2.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,604,930	2.61
小野薬品工業株式会社	9,306,525	2.29
株式会社日本政策投資銀行	8,275,250	2.04
全国共済農業協同組合連合会	7,121,000	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	6,947,900	1.71
第一三共株式会社	6,885,000	1.70

支配株主 (親会社を除く) の有無	----
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
片山 隆之	他の会社の出身者											
大石 佳能子	他の会社の出身者											
新宅 祐太郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山 隆之	○	帝人株式会社顧問役 オリンパス株式会社社外取締役	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。

大石 佳能子	○	株式会社メディヴァ代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取締役 江崎グリコ株式会社社外取締役 スルガ銀行株式会社社外取締役 株式会社資生堂社外取締役	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。
新宅 祐太郎	○	テルモ株式会社顧問 株式会社Jーオイルミルズ社外取締役	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会の議論の質の向上にも貢献することが期待されることから、社外取締役として適任であり、選任しています。また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	幹部報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

（監査役と会計監査人の連携状況）
 監査役は、毎年期首に、会計監査人より年間監査実施計画および重点監査項目について説明を受け、監査役の要望も含め会計監査人と意見交換を行うとともに、年4回、会計監査人との監査（レビュー）報告会を実施し、会計監査人と監査結果の意見交換を行っています。
 また、監査役は、期末監査（四半期レビュー）終了後の監査（レビュー）講評会に出席し、会計監査人と会計監査（レビュー）結果を共有するとともに、期中において期中監査、棚卸に立会うなど、会計監査人の監査の方法について監査を行うほか、会計監査人との情報交換を行っています。

（監査役と内部監査部門の連携状況）
 監査役と内部監査室は定期的に会議を開催し、それぞれの監査計画や監査の実施状況について、その進捗や気付き点の共有化を図るとともに、必要に応じ事業所や子会社の往査を同時期に行うなど、常時緊密に連携しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水野 裕	他の会社の出身者													
松沢 幸一	他の会社の出身者													
足立 誠一郎	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野 裕	○	なし	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べる事が期待できるため、社外監査役に選任しています。また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。
松沢 幸一	○	株式会社明治屋代表取締役社長	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べる事が期待できるため、社外監査役に選任しています。また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。
足立 誠一郎	○	横浜商科大学特任教授	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有し、かつ東京証券取引所市場第一部に上場する企業において常勤監査役として監査業務に携わられており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べる事が期待できるため、社外監査役に選任しています。また、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所の定める独立要件を全て充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確保されていると考えています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

幹部評価報酬制度に従って、ストックオプションを付与しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

上記のストックオプション付与対象者における「その他」は、執行役員です。
取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を付与しており、2016年度末の権利行使済の株数は636,000株、
権利未行使の株数は976,200株です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

1) 取締役 (社外取締役を除く。) 総額178百万円
(1)基本報酬および業績給 支給人数 2名 141百万円
(2)2014年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき、株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上
額 支給人数 2名 37百万円
2) 社外取締役 総額39百万円
基本報酬 支給人数 3名 39百万円
なお、株主総会の決議による報酬限度額は、取締役報酬 年額430百万円、株式報酬型ストックオプション報酬 年額160百万円です。

また、報酬等の総額が1億円以上である者については、法令に従い有価証券報告書において個別開示を行っています。
有価証券報告書は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、指名委員会等設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役も参加する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

1. 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供する。
2. 株主および従業員に対し、説明責任を果たし得る報酬制度を目指す。
3. 取締役および執行役員が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
4. 取締役・執行役員、社外取締役、常勤監査役および社外監査役の4つの体系に区分する。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、総務グループが担当しています。

- ・取締役会および各種委員会の議案や資料の取りまとめ
- ・社内広報誌、ニュースリリース等の社内外の情報提供

社外監査役へのサポートは、監査役室が担当しています。

- ・監査役会の議案や資料の取りまとめ、事前説明
- ・監査活動全般に対して調査・分析、資料作成等の支援
- ・社内広報誌、ニュースリリース等の社内外の情報提供

また、重要な取締役会議案については、社外取締役、社外監査役に事前に十分な説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社を選択しており、その枠組みの中で、マネジメントの一層の強化と意思決定の質・スピードの向上を図るために、執行役員制度を導入しています。

2017年6月の定時株主総会終結後の経営体制は、社外取締役3名を含む取締役7名 (男性6名、女性1名)、社外監査役3名を含む監査役4名

(男性4名)、執行役員は取締役による兼務を除き10名となりました。

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっており、また、監査役には、適正な監査を行うにあたり、財務・会計など必要な知見を有している者を選任しています。

すべての社外取締役および社外監査役は、当社および当社関係会社から独立した中立性を保った独立役員です。

取締役および執行役員の任期は1年です。

当事業年度に開催された取締役会は臨時取締役会を含めて16回であり、当事業年度末における社外取締役の平均出席率は98%、社外監査役の平均出席率は100%となっています。社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、重要な取締役会議案については、取締役会の議案の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会の資料や関連情報を提供のうえ、事前に十分な説明を行っています。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置しています。

戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役3名を含む取締役7名により構成されています。

指名委員会は、取締役の選定に際して審議し、提言すること、ならびに、執行役員、監査役の選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役3名を含む4名の取締役により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役、執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、ならびに、監査役の報酬を定める方針については、市場価値を参考にして監査役会に助言することを目的に、社外取締役3名を含む4名の取締役により構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行について、独立した立場である監査役による客観的な監査が行えることから、会社法が定める監査役会設置会社の機関設計を基礎としています。また、経営の透明性・客観性および適正性を確保するため、事業戦略、役員の選任、報酬等に関する任意の委員会等の仕組みを活用することが、コーポレート・ガバナンス体制の強化に資するものと判断しています。なお、今後も引き続き、その体制の整備・強化を経営上の重要な課題として継続検討していきます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	3週間前までに発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2016年度に係る株主総会は6月23日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使サイトを利用しインターネット経由で議決権を行使することが可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株) 東京証券取引所等により設立された合弁会社 (株) ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し利用が可能です。
招集通知 (要約) の英文での提供	英文による招集通知は、当社ホームページに掲載しています。
その他	株主総会における事業報告は、映像とナレーションを用いて説明をしています。また、招集通知は当社ホームページに掲載しています。 株主総会決議事項の議決権行使結果について、当社ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、常に株主および投資者の視点に立った、迅速、正確、かつ公正な会社情報の開示を徹底し、積極的かつわかりやすい情報開示に取り組むことを、情報開示に係る基本的な方針として定めています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜説明会を開催しており、場合によっては、代表者自身による説明を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と期末決算発表後に決算説明会を実施しています。 第1四半期と第3四半期においては、カンファレンスコールを実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は実施していません。	なし
IR資料のホームページ掲載	http://www.santen.co.jp/ja/ir/ にて決算情報、アニュアルレポート、決算短信、データブック、四半期報告書、有価証券報告書、事業報告、決算説明会のプレゼンテーション資料・動画または音声・スクリプト、招集通知、株主通信などを掲載しています。	
IRに関する部署 (担当者) の設置	担当部署: コーポレート・コミュニケーショングループ IR事務連絡責任者: コーポレート・コミュニケーショングループ グループマネージャー	
その他	海外投資家向けについては、海外の株主・投資家を訪問し、企業情報について説明を実施しています。またスモールミーティング等を通じ、幅広い投資家を対象とした、企業情報についての説明会を定期的に実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「参天企業倫理綱領」において、「顧客との信頼」、「社員の責任と成長」、「社会との調和」と題した事業活動を進めて行く上での基本的考え方を表明しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コンプライアンス、環境保全、労働安全衛生の活動を基軸とした全社横断的なCSR委員会を設け、CSR・内部統制本部がCSR活動の展開を図っています。なお、CSR活動については、事業活動における重要施策の一つと位置付けるとともに、社会貢献活動を含めて全社的に取り組んでいます。また、CSRレポートを作成し、ホームページへ掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範で顧客や株主などへの情報提供について記載するとともに、IR活動に関する方針も社内的に定めています。また、適時開示に係る宣誓書においても、会社情報の適時適切な開示に努める旨を明らかにしています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

参天製薬株式会社（以下「参天製薬」という）は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、参天製薬およびその子会社から成る企業集団（以下「参天製薬グループ」という）の内部統制基本方針を、次のとおり決議する。

(1) 参天製薬グループの基本理念

イ. 参天製薬グループの基本理念を以下のとおり定める。

「天機に参与する」

・肝心なことは何かを深く考え、どうするかを明確に決め、迅速に実行する。

・「目」をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、これによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への寄与を行う。

ロ. 参天製薬グループは、基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指す。

(2) 参天製薬グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 参天製薬グループの取締役および従業員は、基本理念および全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。

ロ. 参天製薬は、基本理念および「参天企業倫理綱領」を参天製薬グループ全体で推進するための担当執行役員および担当部署を設置し、周知徹底に努める。

ハ. 参天製薬グループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

ニ. 参天製薬グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、参天製薬グループ各社が関係部門または参天製薬と連携して解決にあたる。

ホ. 参天製薬は、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 参天製薬の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

(4) 参天製薬グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 参天製薬グループは、危機管理に係る規程に基づいて、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適確に対処する。

ロ. 参天製薬グループは、平時から自らの業務に係る損失の危険の管理に関する方針・対応策の策定、情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。

ハ. 参天製薬グループにおける危機発生時の未然防止および危機発生時の影響の最小化を図るため、平時の危機管理体制として参天製薬に「リスクマネジメント委員会」を設置する。重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合に「危機評価委員会」において事実を把握するとともに影響を評価し、対処すべき重大な危機が発生したと判断した場合は、参天製薬の代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を参天製薬に設置し、危機管理に係る規程に基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。

ニ. 参天製薬の内部監査室はその独立した立場から、参天製薬グループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

(5) 参天製薬グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 参天製薬の取締役会で選任された執行役員に子会社経営を含めて業務の執行を委任し、経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。

ロ. 参天製薬は、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ハ. 参天製薬において、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、参天製薬の取締役会に助言させる。

ニ. 参天製薬において、参天製薬グループの経営方針および業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。

ホ. 参天製薬は、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。

ヘ. 参天製薬グループ各社の業務が効率的に執行できるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。

(6) 参天製薬グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 参天製薬グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、参天製薬が助言・指導を行う管理体制を構築する。

ロ. 参天製薬は、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これを参天製薬グループの全ての会社に適用するとともに、主要な子会社の監査機能を強化する。

ハ. 財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する参天製薬の各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、参天製薬の内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 参天製薬の監査役の職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。

ロ. 監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、参天製薬の代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

(8) 参天製薬グループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 参天製薬グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く参天製薬の監査役および監査役会に報告する。

ロ. イ. 以外についても、参天製薬の監査役は、必要に応じ随時に参天製薬グループの取締役および従業員に対し報告を求めることができる。

ハ. 参天製薬の内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に参天製薬の監査役会に報

告し、情報交換を行う。

ニ、参天製薬グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、参天製薬グループの使用人が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱い、一切行わない。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ、参天製薬の監査役および監査役会は、参天製薬の代表取締役をはじめとして、必要と考える参天製薬グループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。

ロ、参天製薬の監査役は、参天製薬の代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べることができる。

ハ、参天製薬の監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「参天企業倫理綱領」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与えたり、不正な利益を企業から得ようとする反社会的勢力および団体には毅然とした態度でいかなる要求にも応じないことを明記し、全役員・社員に周知徹底を図っています。

また、所轄警察署、外部専門機関などと緊密な連携関係を構築・維持し、反社会的勢力および団体に関する情報収集を積極的に行い、それらの情報を社内で共有し、反社会的勢力および団体による被害の未然防止のための活動を推進しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に係る基本的な姿勢

当社においては、全役員・社員の企業活動の基本となる企業倫理を明文化し、共通の視点で企業活動を行うための規範として、「参天企業倫理綱領」を制定しています。

この「参天企業倫理綱領」においては、一定期間毎に作成する事業に関する報告・情報の公開のみならず、企業情報を適時、適正に開示すること、行政への許認可、報告、届け出などの手続きは、虚偽や誤解を招くことなく行うこと、を情報開示に係る基本的な姿勢として定め、積極的かつ公正、そしてわかりやすく正確な情報の開示に努めています。

また、「参天企業倫理綱領」は、主要言語に翻訳の上、社内のポータルサイトに掲載するとともに、当社の全役員・社員に配布し、内容の周知徹底を図っています。

2. 情報取扱部署

社内外の情報に関わる部署として、コーポレート・コミュニケーショングループ（以下、CCGといいます。）を設置しています。

CCGは、子会社を含めた各事業部・本部からの情報を一元的に取り扱い、適時開示に関して中心的な役割を果たしています。CCGは、適時開示が必要な事項の情報収集や、社内承認を経していない情報の誤った開示を防ぐとともに、当社に大きな影響を与える可能性のある緊急事態の内容の正確な開示を行う体制の整備に努めています。

3. 適時開示情報

(1) 発生事実に関する情報

当社は、平時から「危機管理規程」に則って、定期的に情報の収集を図っています。重大な危機に発展する可能性のある事象が発生または報告された場合に「危機評価委員会」において事実を把握するとともに影響を評価し、対処すべき重大な危機が発生したと判断した場合は、参天製薬の代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を立ち上げ、「危機管理規程」に基づいて情報収集を図り、収集された情報に関して開示の要否を検討します。

情報関係部署とCCGの検討により開示が必要とされた場合には、常務執行役員 財務本部長の確認ならびに代表取締役の承認を経て開示されます。

(2) 決定事実に関する情報

CCGは、取締役会など経営層の出席する会議や委員会での決定事項の情報を入手し、それらの情報に関して開示の要否を検討します。

情報関係部署とCCGの検討により開示が必要とされた場合には、常務執行役員 財務本部長の確認ならびに代表取締役の承認を経て開示されます。

(3) 決算に関する情報

CCGは、取締役会で承認された決算に関する情報については、財務・経理グループからの助言も参考に開示の要否の検討を行い、常務執行役員 財務本部長の確認ならびに代表取締役による承認を経て開示されます。

4. 開示の判断基準について

各情報の開示の要否については、以下の基準に従って判断しています。

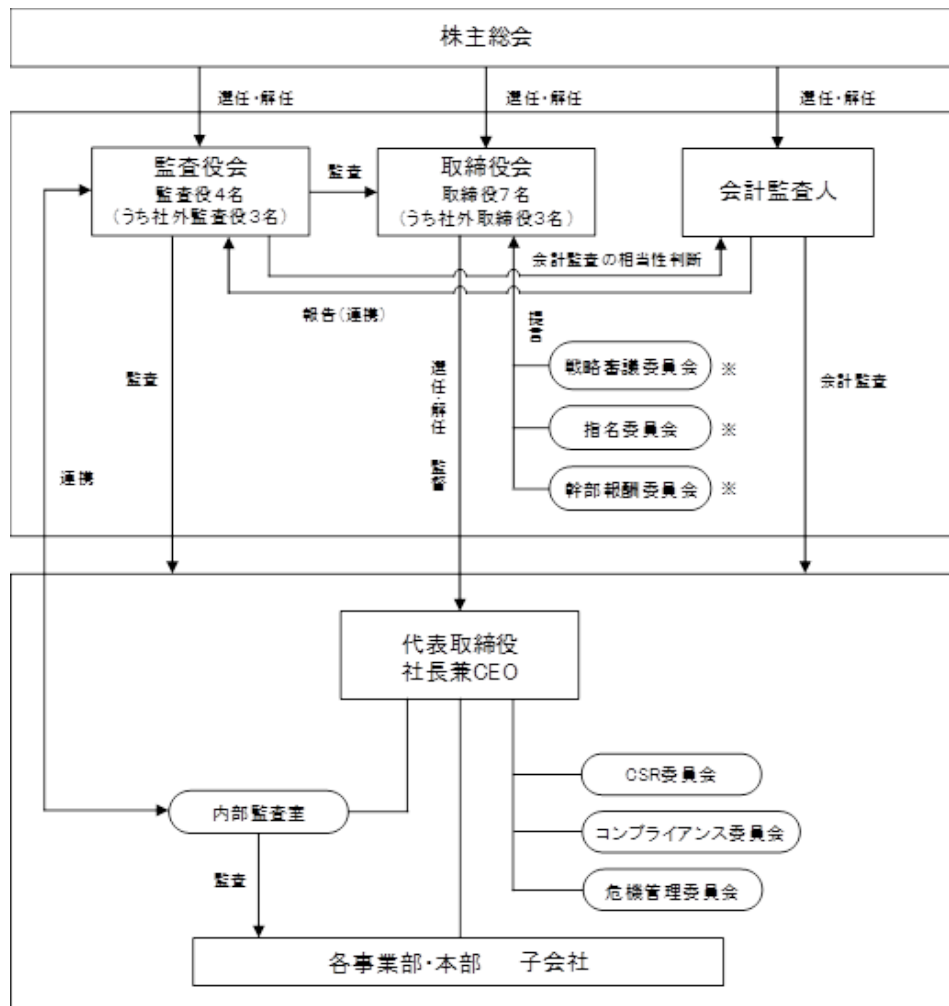
- (1) 東京証券取引所が定める情報開示に係るガイドライン
- (2) 金融商品取引法など関連法規
- (3) 当社が独自に設定した情報開示にあたっての指針

5. 開示方法について

開示が承認された情報については、CCGにより速やかにTDnetに登録され適時開示されるほか、資料投函、記者会見、当社ホームページへの掲載など、様々な媒体を通じて株主・投資家の皆様に対し公平な情報開示を行っています。また、開示された情報は社内ポータルサイトにも掲載し、社内での周知徹底を図っています。

6. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査役および内部監査室がそれぞれの役割において、外部に公表する情報の適時性、適正性を評価しています。



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。